

よくある質問（行田市中小企業者等新型コロナウイルス感染症対策費補助金）

補助対象について

Q. 対象となる中小企業者等は

A. 対象となる事業者は以下の(1)から(3)の全てに当てはまる事業者が対象です。

- (1) 中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）、小規模事業者（常時使用する従業員の数が5人以下の卸売業、小売業（小売店又は飲食店に限る。）若しくはサービス業（生活関連サービス、教育、医療、福祉等に限る。）又は常時使用する従業員の数が20人以下の製造業、運輸業、建設業等をいう。）又は個人事業主（事業性を有する者に限る。）のいずれかに該当する者。
- (2) 事業の実態を有する事務所、店舗、工場等（以下「事務所等」という。）が市内に所在している者。
- (3) 申請日時点において、市内で事業を行っており、今後も事業を継続する予定がある者。

Q. 本店所在地は行田市内だが、事業所（事務所・店舗等）が行田市内ではない場合は、対象になるか

A. 事務所が市内にない場合は対象外となります。

Q. 本補助金を申請し、交付決定がされ、補助金が交付された。その後に別の物品を購入したが、再度申請してよいか。

A. 上限に達しているか否かを問わず、2度の申請はできません。1事業者で申請は1回のみです。

Q. 市外と市内の両方に店舗があるが、市外店舗の対策費も申請してよいのか。

A. 市外店舗分は御申請いただけません。市内の店舗分の対策費のみ御申請ください。

Q. 新型コロナウイルス感染症で売上げは落ちていないが申請はしてよいか。

A. 本補助金は新型コロナウイルス感染症拡大防止のための補助金であり、拡大防止を講じていれば、補助金の御申請はいただけます。そのため、売上げが減少しているかどうかは問いません。

Q. 事業収入の他にも収入があるが、該当するか。

A. 令和元年分の確定申告書を御確認頂き、事業収入のある事業者であれば対象となります。

Q. 日常生活で使用する衛生用品は該当となるか。

A. 該当となりません。事業上必要となる衛生用品のみを対象としております。

Q. 本補助金は課税の対象になるか。

A. 本補助金は、行田市小規模事業者緊急支援給付金や行田市小規模事業者等家賃支援給付金と共に、税務上、益金（個人事業主の場合は総収入金額）に算入され、課税の対象になります。

補助対象経費について

Q. どのような経費が補助対象となるのか。

A. 令和2年4月7日から令和3年1月31日に、導入から支払いまで完了した市内所在店舗における下記の経費が対象となります。

- ①感染拡大防止のための内装・設備工事費
- ②感染拡大防止のための物品購入費
- ③新たにテイクアウト・デリバリーを始めるのにかかる費用
- ④感染症拡大防止対策としてのシステム導入に取り組む費用

Q. ①感染拡大防止のための内装・設備工事費の経費は何が該当するのか。

A. 具体例は以下の通りです。以下の具体例以外でも新型コロナウイルス感染症対策になるものであれば補助対象となる可能性があります。

- (1)個室化への改修費用
- (2)間取り変更に要する費用
- (3)ビニールカーテン、パーテーション、仕切り板等の設置費用
- (4)レイアウト転換に伴う改修費用
- (5)オープンテラス新設費用
- (6)換気扇、換気ダクト等の換気設備の設置費用
- (7)高効率換気設備の設置費用
- (8)窓の新設及び改修費用
- (9)網戸設置費用
- (10)自動ドア設置費用
- (11)センサー付き自動蛇口設置費用
- (12)ソーシャルディスタンス確保サイン設置費用
- (13)人感センサー付き照明器具設置費用
- (14)その他事務所等の内装、設備等の工事に要する経費に関して市長が認めるもの

Q. ②感染拡大防止のための物品購入費

A. 具体例は以下の通りです。以下の具体例以外でも新型コロナウイルス感染症対策になるものであれば補助対象となる可能性があります。

- (1)非接触型検温器
- (2)サーマルカメラ
- (3)サーモグラフィカメラ
- (4)ノータッチ式ディスペンサー
- (5)マスク
- (6)消毒アルコール等
- (7)使い捨て手袋
- (8)フェイスシールド

Q. ③新たにテイクアウト・デリバリーを始めるのにかかる費用

A. 具体例は以下の通りです。以下の具体例以外でも新型コロナウイルス感染症対策になるものであれば補助対象となる可能性があります。

- (1)容器
- (2)箸
- (3)クーラーボックス
- (4)テイクアウト用メニュー作成費
- (5)ポスター印刷代
- (6)チラシ印刷代
- (7)のぼり
- (8)宅配業務委託料

Q. ④感染症拡大防止対策としてのシステム導入に取り組む費用

A. 具体例は以下の通りです。以下の具体例以外でも新型コロナウイルス感染症対策になるものであれば補助対象となる可能性があります。

- (1)テレワークシステム導入費用
- (2)オンライン会議システム導入費用
- (3)ECサイト構築費用
- (4)キャッシュレス決済導入費用
- (5)セルフオーダーシステム導入に係る専用端末導入費用
- (6)自動券売機導入費用
- (7)セルフレジ導入費用

Q. ③のテイクアウトを以前からやっていたが、テイクアウトの割合が拡大した。これは該当するか。

A. 該当しません。以前はテイクアウトやデリバリーをやっておらず、令和2年4月7日以降に新たに始めた事業者のみが対象となります。

Q. 感染症対策の備品をリースしたが、リースは補助対象か。

A. 備品のリース代は対象外です。

Q. 製品の在庫不足により、令和3年1月31日までに導入から支払いまでを完了できない場合はどうなのか。

A. 令和3年1月31日までに導入から支払いまでを完了するもののみが対象となります。

その他

Q. 支払いを確認できる書類を破棄してしまったが、申請はできるか。

A. 領収書、レシート等支払が確認できる書類がない場合は、申請はいただけません。

Q. インターネットで購入したため、領収書やレシートがない場合はどうすれば良いか。

A. 購入品目、数量、購入金額、購入者、購入日が確認できるページを印刷し、添付いただければ結構です。ただし、購入者と補助金の申請者が同一である必要がございます。

Q. 申請した経費について現地確認はあるのか。

A. 現地確認させていただく場合がございます。現地確認の際は、事前に御連絡しますので、御対応よろしくお願ひ致します。